（経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、統括技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官）

第十九条　長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人（検察官をもって充てるものとする。）、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、統括技術研究調査官四人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官十五人、核物質防護指導官二人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。この場合において、当該上席核物質防護対策官は、原子力検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。以下同じ。）として置かれるものとする。

2～12　（略）

（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官）

第二十二条　原子力規制部に、安全規制調整官五人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上席監視指導官十一人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官及び統括原子力運転検査官は、原子力検査官として置かれるものとする。

2～6　（略）

7　上席原子力専門検査官は、命を受けて、首席原子力専門検査官の事務を補佐する。

8　上級原子炉解析専門官は、命を受けて、統括監視指導官の事務を補佐する。

9　上席監視指導官は、命を受けて、統括監視指導官の事務を補佐する。

10　（略）

附　則

（監視情報課上席放射線防災専門官の設置期間の特例）

2　第十八条第一項の上席放射線防災専門官のうち、一人は令和十年三月三十一日まで、他の一人は令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（長官官房上席技術研究調査官の設置期間の特例）

3　第十九条第一項の上席技術研究調査官のうち一人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、統括技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官）

第十九条　長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人（検察官をもって充てるものとする。）、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、統括技術研究調査官四人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官十四人、核物質防護指導官二人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。

2～12　（略）

（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官）

第二十二条　原子力規制部に、安全規制調整官五人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上席監視指導官十一人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官及び統括原子力運転検査官は、原子力検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。）として置かれるものとする。

2～6　（略）

7　上席原子力専門検査官は、首席原子力専門検査官の事務を補佐する。

8　上級原子炉解析専門官は、統括監視指導官の事務を補佐する。

9　上席監視指導官は、統括監視指導官の事務を補佐する。

10　（略）

附　則

（監視情報課上席放射線防災専門官の設置期間の特例）

2　第十八条第一項の上席放射線防災専門官のうち一人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（長官官房首席技術研究調査官の設置期間の特例）

3　第十九条第一項の首席技術研究調査官のうち四人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（原子力規制部安全規制調整官の設置期間の特例）

4　第二十二条第一項の安全規制調整官のうち一人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。